

# 障がい者スポーツとアダプテッド・スポーツに関する一考察

宮 辻 和 貴

A study on the disabled sport and adapted sport

Kazuki MIYATSUJI

## 要 旨

本研究の目的は、障がい者スポーツとアダプテッド・スポーツにおける差異や、健常者のスポーツと障がい者のスポーツとのルールの違いを調べることにより、スポーツが障がい者に与える影響について理解を深めることであった。

その結果、障がい者スポーツとアダプテッド・スポーツにおける対象者の違いについて、障がい者スポーツは「障がい者」、アダプテッド・スポーツは「誰でも」と障がい者を含む老若男女を問わない幼児から高齢者までの幅広い年齢を対象としていた。また、障がい者スポーツおよびアダプテッド・スポーツの対象者には、それぞれ「障がい有している人」が含まれており、両者の呼び名が存在していることも明らかとなった。

健常者（一般）スポーツと障がい者スポーツのルールの違いに関しては、ほとんどの競技において障がいの種類や程度に応じてルールが変更され、障がいの区分によるクラス分け、競技用具の使用（補助具を含む）、介助者のサポートへの環境が整っていることが明確となった。また、一部の競技においては、ルールの変更がなくても実施できる種目や、障がい者のために考案された競技もあることが明らかとなった。

スポーツが障がい者に与える影響として、身体を動かすことで残存能力の強化や合併症の予防、身体機能の維持につながると考えられるため、スポーツは身体的な側面において一定の効果を得ていることが明らかとなった。また、スポーツを始めることにより障がいの受容や自己覚知など前向きに考えられる精神力が身につく、それが大きなきっかけとなり心理的な側面に対する変化がもたらされていることが明確となった。さらに、障がい者の社会的側面における重要な機会としてスポーツが挙げられ、障がい者にとってスポーツとの出会いは、新しい自分との対面や同じ障がい有している仲間との出会いの場であることが明らかとなった。

このことから、今後の障がい者スポーツの在り方を考えるうえで必要なことは、まず初めに統一した名称を確立するとともに、障がい有しているより多くの人が取り組める新しいスポーツを考案するべきである。そして、日常的な生活習慣の中でスポーツを実践することによって、障がいのある人とない人との地域交流や障がい有している人に対する相互理解にもつながると考えられる。

キーワード：障がい者スポーツ、アダプテッド・スポーツ、健常者スポーツ

## I. 緒言

現在、近代オリンピックによる位置づけは「夏季五輪大会（1896年スタート）」と「冬季五輪大会（1924年スタート）」それぞれに分類されており、一般的には4年の周期（4年で割り切れる西暦年）により開催されている。しかし、長いオリンピックの歴史において、実際に開催が中止となった大会や開催日程が一部変則となった大会なども含まれている。その中で平成32（2020）年夏季五輪の開催都市を決める国際オリンピック委員会総会がブエノスアイレス（アルゼンチン）で開かれ、IOC（International Olympic Committee、以下：IOC）委員の投票により東京でオリンピックが開催されることが決定している（日本経済新聞、2013）。これは昭和39（1964）年の東京オリンピック以来56年ぶりの嬉しい出来事であると同時に、アジアの国々において2度目の開催は初めての試みとなる。まず、オリンピックの開催地に東京が選ばれた要因として、マドリード（スペイン）、イスタンブール（トルコ）よりも大会運営能力の高さや財政力、治安の良さなどが総合的に評価されたことが大きいといえる。そのため今回のオリンピック開催によって、昭和39（1964）年の東京オリンピック、昭和47（1972）年の札幌オリンピック、平成10（1998）年の長野オリンピックの冬季大会を含めると日本では通算4度目の五輪開催となる。そして、世界最高峰へと発展し続けている「障がい者スポーツ（障害者スポーツ）」のパラリンピック大会も開催されることが決まっている。

これまで日本におけるオリンピック、パラリンピックの歴史上、メディアを通して数多くのトップアスリートがメダルを獲得していることは知られている。特に、平成28（2016）年のリオデジャネイロオリンピック夏季大会では、日本選手団のメダルの内訳として「金メダル12個」、「銀メダル8個」、「銅メダル21個」の総計41個を獲得し、史上最多の記録を残す結果となった（日本オリンピック委員会、2016）。また、同じくリオデジャネイロパラリンピック夏季大会においても「銀メ

ダル10個」、「銅メダル14個」の総計24個という成績は記憶に新しいところである（日本パラリンピック委員会、2017f）。このような輝かしい成果を上げられるようになった背景として、平成10（1998）年に開催された長野パラリンピック冬季大会から「障害者スポーツ」の競技性が重視された大会となったため、日本選手団の素晴らしい活躍が深い感動を呼び、メディアに取り上げられ広く国民に「障害者スポーツ」を知ってもらうきっかけとなったことは言うまでもない（厚生労働省、2011）。それが、現在における障がい者スポーツの競技力向上に寄与しているのではないかと考えられる。これらの結果として、長野パラリンピック冬季大会では「金メダル12個」、「銀メダル16個」、「銅メダル13個」の総計41個のメダルを獲得している（日本障がい者スポーツ協会、2016）。この長野パラリンピック冬季大会に参加した選手の活躍によって「障害者スポーツ」に注目が集まり、認知度はそれまでとは比べものにならないほど高くなってきたのは事実である。しかしながら、障がい者スポーツはメディアに取り上げられていること自体が健常者のスポーツに比べて非常に少なくない。実際に新聞記事を閲覧しても、ほとんどが健常者のスポーツについて大々的に取り上げられているのが現状である。桂（2014）は、北海道武蔵女子短期大学生を対象者に、東京オリンピック・パラリンピック招致活動ならびに東京開催決定への興味・関心度、観戦思考について調査した結果、招致活動への関心度は低かったが、観戦思考については高く、スポーツを「観る」・「支える」傾向にあることが報告されている。このことからオリンピック・パラリンピックに対する観戦意欲が高いことが伺えたが、実際に生で観戦するためには交通手段や競技会場が混雑するなどの意見があるため、テレビでの観戦が予測される。つまり、テレビや新聞でのオリンピックやパラリンピックの取り上げられ方によっては、今後の「障がい者スポーツ」の発展に大きく関わってくるであろう。

また、身体障害者のオリンピックである「パラ

リンピック」に対し「デフリンピック (Deaflympics)」は、ろう者のオリンピックとして、夏季大会が大正13 (1924) 年にフランス、冬季大会は昭和24 (1949) 年にオーストリアで初めて開催された (全日本ろうあ連盟, 2013)。これは障害当事者であるろう者自身が運営する国際的なスポーツ大会であり、参加者自身が国際手話によるコミュニケーションで友好を深められる場所として位置づけられている。しかしながら、内閣府 (2006) によると国内のデフリンピック認知度は、パラリンピックが94.0%、スペシャルオリンピックスの12.0%に対して、極端に低い2.8%を示す結果となっている。そこで、デフリンピック選手候補の競技環境と意識に関するアンケート調査を実施した中村 (2009) によれば、選手たちはデフリンピックや聴覚障害についての理解を得るとともに、競技に対する支援体制や組織体制および競技に専念できる環境を整えてほしいことを報告している。この競技におけるデフリンピックへの参加資格は、補聴器を外した裸耳状態での聴力損失が55db (デシベル) を超えている者で、各国のろう者スポーツ協会に登録している者と定義されている。なお、競技中に補聴器を装用することは禁止されているが、これは身体の安全を確保すると同時に選手同士が公平にプレーするためであると示されている (全日本ろうあ連盟, 2013)。その中で齊藤 (2012) は、デフリンピック競技映像を視聴したアダプテッド・スポーツに関心のある体育専攻学生が指摘する競技の特徴について調査している。その結果、デフリンピックは障害者スポーツとしてではなく、スポーツという視点で捉えることができること、競技力については相対的に低いと感じること、静けさという特徴とそれに関連する視覚情報、デフリンピック独自の応援方法などに興味や疑問を持つことが明らかにされている (齊藤, 2012)。その理由として、デフリンピックは競技ルールの変更や特別な用具の使用および障がいに応じた種目がみられないという特徴があり、パラリンピックのように障がいを視覚的に捉えにくく健常者の競技スポーツと同じように捉えられてい

る。そのため耳が聞こえないという障がいを持っていることに対して、健常者がろう者への独自の価値観を理解することが、これからのろう者自身およびデフリンピックの普及に関わってくる内容であるといえる。

近年、わが国の障がい者スポーツの歴史については、数多くの研究者により報告がまとめられている (高橋, 2004; 陶山, 2006; 陶山, 2008; 藤田, 2008; 藤田, 2013; 日本障がい者スポーツ協会, 2017)。まず高橋 (2004) は、元来リハビリテーションとしてスタートした障害者のスポーツは、いまやパラリンピックに代表される競技スポーツから、健康維持・生きがいのための生涯スポーツまで多彩な側面を持っていると述べている。また、藤田 (2013) は日本の障害者スポーツの歴史について、4期に区分することができると報告している。主に第1期 (1975年) は障害者スポーツの普及・振興の基礎組織が設立され、第2期 (1976~1990年) においては一般社会から障害者スポーツが陰に隠れた時期 (個人競技の普及は進んだ) となっている。さらに、第3期 (1991~1998年) はパラリンピック競技を中心に多くの団体スポーツの競技団体が設立された中、知的障害者スポーツの普及によって平成4 (1992) 年からスペシャルオリンピックス日本 (全国レベルの大会) が開催されている。そして第4期 (1998年以降) は、「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」の統合化が1番の特徴であることを明らかにしている (藤田, 2013)。そのため現在では、日本身体障害者スポーツ協会から日本障害者スポーツ協会へと改組し、身体障害、知的障害そして精神障害を統合的に扱う協会として位置づけられている。このように障がい者スポーツの歴史は、いくつもの困難の中で変革を繰り返しながら、昭和39 (1964) 年の東京パラリンピックと平成10 (1998) 年の長野パラリンピックがきっかけとなったことにより、メディアの注目度も急激に上昇したのではないかと考えられる。すなわち、障がいの統合化や障がいのない人とのスポーツの統合化によって、今後の障がい者スポーツにおける更なる発展

が予想されている。

総務省（2016）の人口推計によれば、現在の日本人の総人口は1億2,693万3千人で前年度と比較すると16万2千人減となっており、5年連続で大きく減少している。また、生産年齢人口（15～64歳）が減少している中で、65歳以上の高齢者が3,459万人以上を示している。このデータから読み取れることは、年少人口（0～14歳：1,578万人）の2倍を超えていることを意味し、75歳以上の人口割合は12.5%となっていることから、初めて8人に1人が75歳以上の人口であることが明らかにされている（日本経済新聞、2016：総務省、2016）。その中で、身体運動であるスポーツを実施した人は7,184万3千人を示し、行動者率でみると63.0%という数値が5年前よりも2.3ポイント低下している（総務省、2012）。しかしながら65歳以上に注目すると、行動者率が上昇していることが報告されているため、男女の割合を比べると全ての年齢階級で男性の方が高くなっていることから、70歳以上では特に差が大きくなっていることが窺える（総務省、2012）。

次に、障害者の全体的状況に関するデータによると、身体障害児、身体障害者を合わせて393.7万人、知的障害児および知的障害者は74.1万人、精神障害者は392.4万人を示していることから、国民の6.7%は何らかの障害を有していることが明らかとなっている（内閣府、2016）。そこで文部科学省（2015）における障害児、障害者のスポーツライフに関する調査では、週1回以上のスポーツ・レクリエーションの実施は、7～19歳が31.5%、成人が19.2%であったことが示されている。また、障害種別（7歳～19歳）で調べると、視覚および聴覚障害の約4割が週1日以上スポーツ・レクリエーションを実施しているのに対して、車椅子が必要である肢体不自由では約1割であると報告されている（文部科学省、2015）。なお、成人ではほとんどの障害で約2割、肢体不自由（車椅子必要）で約1割であったことから、年齢による差異がみられた。実際に、過去1年間にスポーツ・レクリエーションを実施者が行った種目は、

7～19歳では「水泳」、「散歩（ぶらぶら歩き）」、「体操（軽い体操、ラジオ体操など）」、成人では「散歩（ぶらぶら散歩）」、「ウォーキング」、「水泳」、「体操（軽い体操、ラジオ体操など）」が順で多かったことが報告されている（文部科学省、2015）。つまり、年齢による種目特性も明らかとなっていることが理解できる。事実、スポーツ・レクリエーションは主に「健康の維持・増進のため」、「気分転換・ストレス解消のため」などの目的で実施されており、肢体不自由では「リハビリテーションの一環として」、知的障害では「健常者との交流のため」に実施している人が他の障害に比べて多くみられた（文部科学省、2015）。しかしながら、現在のスポーツ・レクリエーションの取り組みに対して「特にスポーツ・レクリエーションに関心がない」との回答が51.9%を占めており、いわゆる障害児や障害者本人の興味・関心を高めることが重要であるといえる。それほど半数の障害児や障害者がスポーツ・レクリエーションに関心がない実態が浮き彫りとなっている。これらの問題点を改善するためには、スポーツ・レクリエーションの目的を明確にするとともに、様々な要因に対するサポート体制を整える取り組みが必要であると考えられる。

ここ最近では「障がい者スポーツ」から新しい試みとして、「アダプテッド・スポーツ」という用語が用いられ始めているが、まだまだどのような内容であるのかは認知されていないのが現状である（矢部ほか、2004）。現在のところアダプテッド・スポーツは、病院やリハビリテーションセンターなどにおける治療やリハビリテーションの手段の一つとして、運動やスポーツの中で取り入れられてきている。また、特別支援学校などでは、教育の手段の一つとして心身の発達や社会性の向上などを目的に、体育の授業や課外活動として実施されている。さらに、競技レベルの側面では、健康づくりおよび体力づくり、友達づくりやストレス解消などを主たる目的とした競技性、競争性の低いものから、パラリンピックや世界選手権などで見られるような競技性が高く、厳しい競争を

伴うスポーツとして分類がなされている。永浜(2013)は、一般教養科目の授業内容において、アダプテッド・スポーツおよび障がい者スポーツの認知度や意識レベル、性別や学部、障がいのある人と接した経験の有無との関連性について調査した結果、アダプテッド・スポーツの概念や障がい者スポーツとの関係性を正しく教授するための工夫や障がい者との関わり度合いを詳細に検討する必要があると述べている。これまで矢部ほか(2004)は、アダプテッド・スポーツがどのような障がいがあっても僅かな工夫をこらすことで、誰でもスポーツに参加(Sports for Everyone)できるようになることを提唱しているように、スポーツのルールや道具を障がいの種類や程度に適合(adapt)させることにより、障がいのある人は勿論のこと、幼児から高齢者、妊婦にわたって取り組むことができるスポーツとして注目が集まってきているのも事実である。

そこで本研究では、障がい者スポーツとアダプテッド・スポーツにおける差異や、障がい者スポーツと健常者スポーツとのルールの違いを調べるとともに、スポーツが障がい者に与える影響について理解を深めることを目的とした。

## II. 方法

### A. 研究方法

本研究では先行研究において取り上げられている障がい者スポーツ、アダプテッド・スポーツに関する学術論文(CiNii Articleなど)および書籍を中心に比較することにより、障がい者スポーツとアダプテッド・スポーツにおける差異や、障がい者スポーツと健常者スポーツとのルールの違いを調べ、スポーツが障がい者に与える影響について検討した。

### B. 障がい者スポーツについて

障がい者スポーツに関しては、基本となる定義は存在していない。これまで平成23(2011)年8月に施行されたスポーツ基本法の第2条第5項に

において、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と示されている(文部科学省, 2011: 日本障がい者スポーツ協会, 2016)。このスポーツには、障害者のスポーツの意味合いも含まれている。また、スポーツ基本法第2条第6項に示されている「スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。」とされている(文部科学省, 2011: 日本障がい者スポーツ協会, 2016)。その他、第12条にスポーツ施設、第26条では全国障害者スポーツ大会、第27条において国際競技大会招致、第33条の国の補助に関する内容が明記されている。

そして、平成26(2014)年度よりスポーツ振興の観点から行う障がい者スポーツに関する事業を厚生労働省から文部科学省に移管され、障がい者の社会参加やリハビリテーションの観点から行う事業については引き続き厚生労働省が担当している。さらに、スポーツ庁が平成27(2015)年10月に設置され、障がい者スポーツの普及および推進に関しては健康スポーツ課内の障害者スポーツ振興室、障がい者スポーツの競技強化が競技スポーツ課によって推進されている(日本障がい者スポーツ協会, 2016)。

### C. 障がい者スポーツの関連組織・施設について

#### 1. 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

日本での障がい者スポーツの始まりである公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(Japan Sports Association for Disabled, 以下: JSAD)は、昭和39(1964)年に開催された東京パラリン

ピック大会を契機に身体障がい者スポーツの普及・振興を図る統括組織として、「財団法人日本身体障害者スポーツ協会」の名称で昭和40（1965）年に厚生省（現：厚生労働省）の認可を受けて設立されたのが始まりである。

平成10（1998）年に長野県で開催された冬季パラリンピックを契機に、三障がいすべてのスポーツ振興を統括する組織として、国際舞台で活躍できる選手の育成・強化を担う統括組織としての位置づけが有識者会議で提唱され、平成11（1999）年には当協会の寄附行為を改正し、「財団法人日本障害者スポーツ協会」に組織名を改称するとともに、協会内部に日本パラリンピック委員会が設置された。さらに、平成23（2011）年8月には、スポーツ振興法が50年ぶりに全面改正され新たにスポーツ基本法が公布されている。

具体的な組織としての内容は、障がい者スポーツ関連団体の統括、パラリンピックやデフリンピック等の多くの国際大会に選手の派遣、障がい者スポーツ指導者の育成などを主に担当している。また、全国障がい者スポーツ大会やジャパンパラリンピックなどにおいて、全国規模の大会を主催・開催している障がい者スポーツに欠かせない存在である（藤田，2008：日本障がい者スポーツ協会，2017）。

## 2. 障がい者スポーツセンター

障がい者スポーツセンターに関しては、障がいのある方々の健康増進と社会参加を促進するための障がい者専門のスポーツ施設として設置された。最初に開設（昭和49年）されたのは、大阪市の長居障がい者スポーツセンターであり、在宅の身体障がい者を対象とした施設である。現在では、昭和55（1980）年から段階的に同様の施設が展開されており、運営上の諸問題等に関する意見交換や交流の場として、昭和59（1984）年より身体障害者スポーツセンター協議会（現：障がい者スポーツセンター協議会）も発足している（日本障がい者スポーツ協会，2017）。

これらの特徴としては、障がいのある方がいつ訪れても気軽にスポーツやレクリエーションを楽

しめ、障がいの種類、程度、スポーツの経験、利用の目的などに応じて支援を行うことができる内容となっている。実際に各種のスポーツ教室や納涼祭などの地域交流事業も行っており、交流も盛んに行われている。

## 3. 都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会

都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会は、昭和48（1973）年に厚生省社会局更生課長通知「身体障害者スポーツ振興等について」により、身体障がい者スポーツ協会などの設立に向けて動き出されたことで、各都道府県・指定都市単位の障がい者スポーツ振興が促進されるようになった（日本障がい者スポーツ協会，2017）。

障がい者スポーツ協会の主な事業内容として、兵庫県の障害者スポーツ協会においては「兵庫県のじぎく障害者スポーツ大会」や「全国車いすマラソン大会」の各種障がい者スポーツ大会の企画・運営を実施し、「兵庫県障害者スポーツ指導員養成講習会」などの障害者スポーツに関する研修会・講習会を開催している。また、「全国障害者スポーツ大会」への選手派遣事業をはじめ、県内外で開催される各種大会への選手派遣事業も行い、障害者の大会に大いに貢献している（兵庫県ホームページ，2016）。

## 4. 障がい者スポーツ競技団体

国内でいち早く設立された障がい者スポーツ競技団体は、昭和38（1963）年の日本ろうあ体育協会（現：一般社団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会）である（日本障がい者スポーツ協会，2017）。その他に、社会福祉法人日本盲人会連合スポーツ連盟協議会、日本知的障がい者スポーツ連盟、スペシャルオリンピックス日本など、同じ障がいのある人たちの競技スポーツ団体を総括したうえで、その団体が自らスポーツ種目の大会を開催している。

全国レベルのスポーツ競技団体には、日本車椅子バスケットボール連盟や日本車いすテニス協会、日本視覚障害者柔道連盟などの多くの競技団体がみられる。さらに、地域レベルに目を向けると、各都道府県・指定都市がそれぞれの競技団体を立

ち上げ、各地域により種目別に普及・選手強化を図っている（藤田，2008）。

## 5. 障がい者スポーツ指導者協議会

現在、障がい者スポーツ指導者の組織である障がい者スポーツ指導者協議会（平成11年）では、地域で行われる各種大会やスポーツ教室に指導員を派遣する取り組みや、指導者の資格向上のための講習会などが開催されている。この仕組みは、昭和60（1985）年に「財団法人日本身体障害者スポーツ協会公認身体障害者スポーツ指導者制度」制定後、各都道府県・指定都市の指導者により、それぞれの地域で指導者協議会が発足するに至っている。この各地域の障がい者スポーツ指導者協議会を統括している組織が日本障がい者スポーツ指導者協議会であり、障がい者スポーツ指導者資格を取得した人の活動を支援を行ったり、資質向上を図る事業を展開している（藤田，2008：日本障がい者スポーツ協会，2017）。

## D. 障がい者スポーツの大会について、

### 1. パラリンピック

パラリンピックの始まりと認知されている大会は、昭和23（1948）年に行われたグッドマン博士により考案された大会であるといわれている。実際に、ロンドンオリンピックの開催に合わせてストーク・マンデビル病院内で総計16名（男子14名，女子2名）の車いす患者によるアーチェリー大会が開催されている（日本パラリンピック委員会，2017f）。つまり、現在のパラリンピックの原点となった大会である。日本パラリンピック委員会（2017f）が示しているように、この大会は毎年開催され、昭和27（1952）年にはオランダの参加によって国際競技会へと発展し、これが第1回国際ストーク・マンデビル競技大会となった（130名が参加）。事実、4年に1度オリンピック開催年に行われる国際ストーク・マンデビル競技大会の愛称「パラリンピック『対麻痺（Paraplegia）選手のオリンピックの意』」が新聞などにより連日報道されたことから、日本ではパラリンピックの名称で幅広く認知されるようになった。

パラリンピック（Paralympic）とは4年に1度、オリンピック終了後にオリンピック開催都市で行われる「もう一つの（Parallel）オリンピック（Olympic）」のことである。これは夏季および冬季競技それぞれにおいて大会が開催されている。この大会に出場するためには、①大会で定められた標準記録を突破する、②世界ランキングの上位に入り出場権を獲得する、③世界選手権大会や地域選手権大会で出場権を獲得するなどの厳しい条件をクリアし、さらに国内の競技団体に選考されなければならない（日本障がい者スポーツ協会，2017：日本パラリンピック委員会，2017f）。

### 2. 全国障害者スポーツ大会

全国障害者スポーツ大会は、昭和40（1965）年から身体障がいのある人々を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と平成4（1992）年から知的障がいのある人々を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会（愛称：ゆうあいピック）」を統合した大会として、平成13（2001）年から国民体育大会終了後に同じ開催地で行われている。そして、平成20（2008）年の大会より新たに精神障がい者と内部障がい者が参加する大会となり、段階的に障がい者スポーツが発展する広がり構築している。

この全国障害者スポーツ大会の目的は、障がい者に対するスポーツの普及、パラリンピックなどの競技スポーツとは異なり、障がいのある人々の社会参加の推進や、国民の障がいのある人々に対する理解を深めることであるとされている（日本障がい者スポーツ協会，2016）。

### 3. スペシャルオリンピックス

スペシャルオリンピックス（Special Olympics）は、知的障がいのある人たちに様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を、年間を通じ提供している国際的なスポーツ組織である。これらの歴史として、昭和43（1968）年に故ケネディ大統領の妹ユニス・シュライバーは、当時スポーツを楽しむ機会が少なかった知的障がいのある人たちにスポーツを通じ社会参加を応援する「スペシャルオリンピックス」を設立してい

る（スペシャルオリンピックス日本，2017）。

実際のところ，4年に1度の周期で開催される世界大会に注目が集まりがちだが，あくまでも世界大会は成果を発表する場という位置づけとなっている。それは，パラリンピックのように高度なパフォーマンスを目指して競い合うことを目的としていないため，その点が一番異なっている点である。スペシャルオリンピックスは非営利的な活動であることから，運営自体はボランティアと善意の寄付によって行われている（藤田，2008：スペシャルオリンピックス日本，2017）。

#### 4. ジャパンパラ競技大会

ジャパンパラ競技大会は，日本障がい者スポーツ協会と各競技団体が共催して主催する国内最高峰の競技大会として位置づけられている。大会の主な目的として，競技力向上，国際大会の派遣選手の選考，強化指定選手の選考などが挙げられる（藤田，2008）。そして，パラリンピックや世界選手権を目指すトップレベルの選手のための大会でもあり，出場するための標準記録の設定，国際競技団体の競技規則やクラス分けを導入するに至っている（ジャパンパラ競技大会，2017）。

歴史に注目すると，平成3（1991）年の大会開始当初は「ジャパンパラリンピック競技大会」という名称で大会を行っていたが，平成24（2012）年度より「ジャパンパラ競技大会」に変更となった。変更理由としては，国際パラリンピック委員会からの指導により，パラリンピック以外の大会では「パラリンピック」の語を含む大会名称を使用することが禁止になったからである。

これらの大会は競技毎に開催されているが，現在のところ陸上競技，水泳，ゴールボール，ウェルチエーラグビー，ボッチャ，アルペンスキー競技などがジャパンパラ競技に選ばれている。特に，この種目の中で「陸上競技」と「水泳」に関しては，国際パラリンピック委員会公認の大会となっており，標準記録を突破することでパラリンピックへの出場に大きく近づける意味合いも含まれている。それほどジャパンパラ競技に選ばれるためには，国際大会でいかに活躍されるかがキー

ポイントとなる（ジャパンパラ競技大会，2017）。

#### E. 障がい者スポーツの目的について

障がい者スポーツは，治療を目的とした医療・リハビリテーションスポーツ，レクリエーションや健康の維持・増進を目的とした生涯スポーツ，強さ，高さ，巧みさを追及することを目的とした競技スポーツへと，その目的がそれぞれ細分化されることにより明確化されてきている。

##### 1. 医療・リハビリテーションスポーツ

まず，障がい者に対してリハビリテーションがどの時期に取り入れられたのか，歴史に目を向けると第二次世界大戦以後（戦争により数多くの戦傷病者が生まれ，車椅子生活者が増えたため）だといわれている。それまでは弱者として無視，冷遇され，庇護，救済，慈善の対象として処遇されていた。その中で，初期の理念（個人の能力，技術の習得など）よりも現在の障害者に対するリハビリテーションは，「障害が重くて日常生活に，人の手を借りても社会人として，社会生活ができるための支援をすることが重要である」という考え方に変化してきている。高橋（2004）は，障害者の人々が社会で生きるために，どのように仕組みを変えていったらよいか，環境整備を行えばよいかということが，大きな目標となって動いていると示している。

これまでの医療・リハビリテーションに注目すると，世界の動向としては傷病兵のリハビリの一環として導入されていた。それが，パラリンピックの生みの親でもあるグッドマン博士が医学的リハビリテーションにスポーツを取り入れることで，身体機能の回復訓練や心理的効果などに大きな成果をもたらすことが示された。特に，昭和20（1945）年に発表された「脊髄損傷者たちの新しい期待」の論文が世界中の人々に伝えられたことによって，積極的に医療の中でスポーツが取り入れられる道筋を作ったことは有名である（高橋，2004）。

国内の動向については，医療におけるスポーツの活用は，まだまだ新しい位置づけとされていた。

実際に、身体障がい者の医療としてのスポーツが発展するきっかけとなったのは、東京オリンピック（1964年）後に開催された第13回国際ストックマンデビル大会（東京パラリンピック）といえる。それは当時の国内における考え方として、障がい者に対するスポーツ活動に消極的な面がみられていたため、参加した海外選手の積極的な取り組みが多く関係者（医療・福祉関係者など）の心に響く形となったことはいうまでもない。その後、全国身体障害者スポーツ大会（現：全国障害者スポーツ大会）の開催、理学療法士や作業療法士の制度化、リハビリテーションセンターや厚生年金病院の建設などの環境整備につながっている（高橋，2004；藤田，2013）。現在、大阪市に開設されている長居障がい者スポーツセンター（1974年）、舞洲障がい者スポーツセンター（1997年）が全国の実験先である。そして、昭和56（1981）年の国際障害者年に飛躍的な取り組みとして各種行事や施策にも表れ、広い意味でリハビリテーションの中でスポーツの占める割合が高くなったといえる。

しかしながら、国内の医療スポーツが発展してきている反面、医療保険制度においてスポーツが少しづつではあるが認識されているが、まだまだ理学療法の一部であるとの捉え方で容認されているに過ぎない。そのためスポーツ基本計画（2012年）の策定においても、スポーツに対する医療保険制度の普及が促されている（文部科学省，2012）。今後、医療・リハビリテーションの中にスポーツ指導専門職を位置づけることで、医療スタッフとしての活動がスムーズに進むよう取り組まなければならない。それが世界から取り残されていかなないようにするための日本に必要な活動であるといえる。

## 2. 生涯スポーツ

身近な生涯スポーツとして高橋（2004）は、地域における障害者スポーツの振興の中心となる役割を担うのが、全国各地にある身体障害者福祉センターや障害者のスポーツ施設であると示している。また、陶山（2008）は、地域において行うス

ポーツが生涯スポーツであり、市民生活を行いながら障害のある人が、心身の健康の維持・増進、心理的安定、楽しみ作り、仲間作り、社会参加（ノーマライゼーションの確立）などを目的にしていると述べている。いわゆる身近な地域で、「いつでも、どこでも、誰でも」スポーツを楽しめる原点を、日常生活の環境の中で整えておく必要がある、パラリンピックや各種スポーツ大会だけの障害者スポーツの関心に止まってはならないといえる（高橋，2004）。

日本の仕組みについて触れると、文部科学省（スポーツ庁）が健常者のスポーツ振興、厚生労働省が障がい者のスポーツ振興にそれぞれ携わっている。事実、障がい者スポーツは、長年に渡り医療スポーツのイメージが根付いていたため、生涯スポーツとしてのスポーツ振興が進まなかった背景がみられる。そこで身近な地域でのスポーツ活動の必要性を呼び掛けることで、日常生活の中に楽しむ要素を取り入れていかなければならない。実際に、平成5（1993）年に厚生労働省は「障害者対策に関する新長期計画」を発表した中で、「スポーツ、レクリエーション及び文化活動への参加機会の確保は、障害者の社会参加の促進にとって重要であるだけでなく、啓発活動としても重要である」と述べている（内閣府，1993）。また、内閣府（1995）は、平成7（1995）年に策定した「障害者プラン」の中で、生活の質（QOL）の向上を目指すためのスポーツ、レクリエーションの振興を大きく取り上げている。これを基にして「障害者白書（平成9年策定）」では、障害者のスポーツとレクリエーションの必要性を示している（内閣府，1997）。同様に、平成9（1997）年に文部科学省は「保健体育審議会答申」の「スポーツと生涯にわたるスポーツライフの実現」において、「障害のある人とスポーツのかかわりは、福祉の観点にとどまらず、各自の障害の種類・程度や体力等に合わせてスポーツに親しんだり、競技力及び記録の向上を目指した取り組みなど多様化しつつあり、これらのスポーツニーズにも適切に対応していくことが必要である」とまとめている（文

部科学省，1997：高橋，2004）。

また，平成13（2001）年に日本障害者スポーツ協会主催における「21世紀障害者スポーツの提言」の中で社会参加・活動の推進を推奨している。そして平成18（2006）年12月，国連で採択された「国連の障害者の権利条約」の第30条の中で，障害者は非障害者のスポーツと同等の権利について言及されており，障害のある人のスポーツは健常者と同等な権利として国際的にも認知されるようになったと示している（陶山，2008）。

このように徐々にではあるが，文部科学省と厚生労働省が生涯を通じたスポーツの取り組みに積極的な姿勢がみられるようになってきている。今後，両省が協調してスポーツ施策を推進し，定期的・継続的に協議する機会を形成することで連携が図られ，行政（各都道府県も含む）として生涯スポーツを広めることにつながってくるといえる（高橋，2004）。

### 3. 競技スポーツ

陶山（2008）によると，競技スポーツは障害のある人が医療スポーツを経て社会復帰した後，あるいは生涯スポーツを楽しんでいた者がさらに強さ，速さ，高さなどの記録への挑戦，プレイヤー同士で競い合うことに意義を求め，究極的には最高レベルを目指すパラリンピックにおけるメダル獲得を志向するものであると示している。これまではリハビリテーションの一環もしくは福祉的な視点で注目をされていたが，パラリンピックをはじめとする数多くの障がい者スポーツ大会が開催されることにより，生涯スポーツから競技スポーツとしての位置づけに変わりつつあるのが現状となっている。高橋（2004）は，障害のある人たちのスポーツ・パフォーマンスを自己の能力の限界への挑戦という，障害のない人たちと同じ競技スポーツとして捉える人たちが増えてきたと述べている。

### F. アダプテッド・スポーツについて

アダプテッド・スポーツは「身体に障害のある人などの特徴に合わせてルールや用具を改変，あるいは新たに考案して行うスポーツ活動を指す。

身体に障害がある人だけではなく高齢者や妊婦等，健常者と同じルールや用具の下にスポーツを行うことが困難な人々がその対象となる」と最新スポーツ科学事典において定義されている（日本体育学会，2006）。

#### 1. アダプテッド・スポーツの語源

現在，世界の動向について目を向けると，障がい者という言葉を用いることが少なくなってきている傾向である。アダプテッド・スポーツの語源としては，英語圏において1970年代から障害者の体育・スポーツを adapted physical activity（以下：APA）と呼んでいる。また，別の表現では，disabled sports, sports for people with disability, disability sports, adaptive sports などの言葉がそれぞれ示されている（矢部ほか，2004：藤田，2008）。

その概念については，障害者体育である adapted physical education（以下：APE）が起源であり，APA を直訳すると adapted は「適応された」，physical activity は「身体活動」となるため，単純に解釈すれば「適応させられた身体活動」と表現することができることから，いわゆる「スポーツを行う各個人に合わせて創られた身体活動」という意味になる。つまり，スポーツのルールや身体活動の方法を個人の身体的状況，知的な発達状況に応じて作り変えることを指している（藤田，2008）。

その APA の意識は「その人に合ったスポーツ」となり，障がいのある人や高齢者のスポーツを総称して「アダプテッド・スポーツ (adapted sport)」とし，新しい概念の造語として定着しつつある。その概念とは障がいのある人がスポーツを楽しむために，障がいのある人自身および障がいがある人の取り巻く人々や環境をインクルージョンしたシステム形成に目を向けていかなければならないという考え方に基づいている（矢部ほか，2004：藤田，2008）。

#### 2. アダプテッド・スポーツに関連する分野と専門領域

これまでアダプテッド・スポーツに関連する分

野と専門領域に関しては、分野として医学、社会学、建築学、歴史学、マネージメント、心理学、教育、社会学、総合教育が挙げられている。また、専門領域としては運動療法、スポーツ療法、精神運動療法、理学療法、スポーツ科学、運動生理学、運動科学、レクリエーション、リハビリテーションに分類されている（矢部ほか、2004）。

このように多くの分野および専門領域が存在しており、多種多様なサポート体制を整える仕組みが構築されているが、まだまだアダプテッド・スポーツにおける科学的な支援は発展途上の段階である。

### 3. アダプテッド・スポーツの目的

アダプテッド・スポーツは、これまでの障がい者スポーツとの考え方とは少し異なり、それぞれの目的によって支援の方法が様々である。それは、選手自身の身体的特徴における状態に合わせて、各種目のルール変更や用具の調整、技術の開発などを実施することにより、運動の意味が含まれた身体活動への参加が気軽にできるスポーツとして位置づけられている。

また、障がい者スポーツと同様に医療・リハビリテーションスポーツ、生涯スポーツ、競技スポーツにそれぞれ分類されている。藤田（2008）によると、医療・リハビリテーションスポーツにおいては、治療の一手段として運動・スポーツを取り入れることが目的とされている。この目的が達成された後は、楽しみや健康、生きがいを求めてスポーツなどの活動に取り組んでいる。これらが結果的に生涯スポーツにつながり、障がいのない人とのスポーツと同じ取り組みとして捉えられている。さらに、健康・友達づくりおよびストレス解消などの競技性および競争性の低い取り組みから、パラリンピックや世界選手権などの競技性が非常に高く、厳しい競争を伴う競技スポーツの意味合いが含まれている（藤田、2008）。

### 4. アダプテッド・スポーツの現状

アダプテッド・スポーツの現状においては、平成10（1998）年の長野冬季パラリンピック以降に徐々にではあるが環境の変化がみられるようになって

てきた。それは、オリンピック後の大会という位置づけではなく、障がい者を有している人のスポーツである大会として認知されてきたからである。これはアダプテッド・スポーツに対する興味・関心が高くなっている証拠であり、多くのメディアによって取り上げる回数が増加したことも挙げられる。それがパラリンピック開催中のテレビ放映や写真入りの新聞記事の紙面増へとつながり、これらスポーツとしての認知度が向上したことによって、多くの障がい者を有している人のスポーツに取り組む行動力が生まれるようになった。

それを支える仕組みとして、障がい者が生活の中でスポーツを障がい者を有していない人とともに楽しめる環境整備や技力向上のための体制づくり、厚生労働省と文部科学省との連携、日本体育協会や日本オリンピック委員会との協力体制、障害者スポーツ支援基金（300億円）などの活用がなされている（日本障がい者スポーツ協会、2016）。また、日本障がい者スポーツ協会（2016）は、障害者スポーツ支援基金の創設「平成10（1998）年～平成21（2009）年」を筆頭に、協会寄付行為の改正および日本パラリンピック委員会の立ち上げ「平成11（1999）年」、日本体育協会への加盟「平成12（2000）年」、全国障害者スポーツ大会の開催「平成13（2001）年」などが実現されたことを報告している。それが平成15（2003）年の21世紀における障害者スポーツ振興方策が打ち出されたことにより、平成20（2008）年の全国障害者スポーツ大会に精神障がい者のバレーボール競技が正式に加わることとなった（三障がいすべてを対象）。しかしながら藤田（2008）は、障害者スポーツに関する制度や組織は改善され、競技種目の開発、普及も進んできている一方、トップレベルの選手に対する支援体制や、日常的に障害者がスポーツに親しむ環境が十分ではないと述べている。特に、ハード面（施設や設備、道具など）だけが取り上げられがちになっているため、実際にはソフト面（ボランティアやヘルパーなどのサポーター）に対する支援についても目を向けていかなければならないなどの課題が山積みである。

### Ⅲ. 結果と考察

本研究では、障がい者スポーツとアダプテッド・スポーツにおける差異や、健常者のスポーツと障がい者のスポーツとのルールの違いについて調べ、スポーツが障がい者に与える影響について明らかにすることであった。

#### A. 障がい者スポーツとアダプテッド・スポーツの差異

##### 1. 対象者の違いについて

障がい者スポーツの対象者は、スポーツ基本法（2011）の定義より「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と記されているように、障がい者が対象となっている（文部科学省，2011）。一般に「障がい」といっても幅広く示されており、それぞれ身体障がい（肢体不自由，視覚障がい，聴覚障がい，内部障がいなど），知的障がい（IQ 値に基づき軽度，中等度，重度，最重度の四段階），精神障がい（気分障がい，統合失調症，神経症性障がい，ストレス関連障がい，身体表現性障がい，高次機能障がいや発達障がいなど）に分類されている。このように何らかの障がいを有している場合において「障がい者スポーツ」に参加することは可能となっており，それが競技スポーツという枠組みの中で「障がい者スポーツ大会」に出場することもできる特徴を有していることが理解できる。

その一方，アダプテッド・スポーツの対象者においては，「どのような障がいがあっても僅かな工夫をこらすことによって，誰でもスポーツに参加（Sport for everyone）できるようになる」と提唱されている（矢部ほか，2004）。この「誰でも」という言葉の通り，アダプテッド・スポーツは老若男女問わず，幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象としたスポーツであることが特徴となっている。実際に，この「誰でも」という表現の中に「障がい者」も含まれていることについては，

専門的に関わりを持っている人は理解することができるが，関わりが全くない人にとっては区別がつきにくいと推察される。

このように「障がい者スポーツ」および「アダプテッド・スポーツ」の対象者には，それぞれ「障がいを有している人」が含まれていることが明らかとなった。しかし，両者の呼び名が存在していると複雑な関係になることが予想され，状況によっては混乱を招いてしまう可能性は否めない。そのため藤田（2008）は，「『障害者スポーツ』と『アダプテッドスポーツ』という言葉の持つ広がり」と可能性，そして新鮮さを生かすために，障害のある人のスポーツ全般を障害者（アダプテッド）スポーツ」と表記をしている。事実，「障がいを有している人」にしかできないというイメージが定着していることから，今後「アダプテッド・スポーツ」として紹介することで，より障がい者スポーツが身近に感じる存在になると考えられる。これから障がい者スポーツが発展するために必要な取り組みとして，まず初めに統一した名称を確立することが重要であるといえる。それが健常者（一般）と障がい者のスポーツを通した共存へとつながっていくだろう。

##### 2. ルールの違いについて

障がい者スポーツとアダプテッド・スポーツにおけるルールの違いに関しては，各競技種目の特徴を把握することによって，それぞれの競技の差異が明らかとなるだろう。ここでは，パラリンピック種目とパラリンピック種目以外の競技種目および障がい者のために考案された競技種目を取り上げ，健常者（一般）と障がい者におけるルールの違いについて検討する。

###### 1) パラリンピック種目

パラリンピック種目は，夏季22種目と冬季5種目の競技にそれぞれ分類されている。まず夏季種目は，アーチェリー，陸上競技，バドミントン，ボッチャ，カヌー，自転車，馬術，5人制サッカー，ゴールボール，柔道，パワーリフティング，ボート，射撃，シッティングバレーボール，水泳，卓球，テコンドー，トライアスロン，車いすバスケット

トボール、車いすフェンシング、ウィルチェアラグビー、車いすテニスの22種目となっている。また、冬季種目に関しては、アルペンスキー、バイアスロン、クロスカントリースキー、パラアイスホッケー（旧アイススレッジホッケー）、スノーボード、車いすカーリングの6種目が競技として挙げられる。このように個人競技から団体競技まで幅広い種目が採用されている。

本研究においては、アーチェリー、5人制サッカー、車いすバスケットボールなどの競技種目に焦点をあてることとする。

### ① アーチェリー

アーチェリーは弓と矢を使って離れた標的を狙って射ち、矢が刺さったところの点数の合計得点の一番高い人やチームが勝利するという競技である。この競技は全日本アーチェリー連盟競技規則（公社）に準じて実施されているが、障がいの種類や程度に応じて一部ルールを変更したり、用具を工夫することが可能となっている。実際に、一般的にはリカーブボウが利用されているが、障がいによって身体機能を補助する滑車のついた弓であるコンパウンドボウ（力が弱い人でも使用可能）や、弓を放つときに使用するリリーサーと呼ばれる補助具の使用および介助者のサポートが承認されている（日本パラリンピック委員会、2017a）。また、国際パラリンピック委員会（International Paralympic Committee, 以下：IPC）のクラス分けが基準となっており、国内では日本身体障害者アーチェリー連盟のARW1（車いす使用の四肢麻痺者など）、ARW2（車いす使用の対麻痺など）、ARST（立位もしくは椅子に座って競技をする者など）などの障がいによる区分（サブクラスも存在）がなされている（日本身体障害者アーチェリー連盟、2017）。さらに、日本身体障害者アーチェリー連盟が主催・後援する大会、全国や都道府県で開催される障がい者スポーツ大会、各クラス分けによるルールが定められている。

これらの差異の特徴を健常者スポーツと比較したところ、障がい者スポーツでは競技用具以外に補助具の使用と介助者のサポートが認められてい

ること、障がいの区分によってクラス分けがなされている点が明らかな違いであるといえる。このように車いすの使用をベースとして、「上肢の障がい」や「下肢の障がい」に対応した配慮がしっかりと整っていることが窺える。

### ② 5人制サッカー

5人制サッカーは、視覚障がい者が対象であるとともに、フットサルを基にルールが考案されている競技である。その中で全盲選手が主にプレーするのが「ブラインドサッカー」、次に弱視選手（視野が欠けたり、ぼやけたりなどの見えにくい状態）が主にプレーするのが「ロービジョンフットサル」と呼ばれており、それぞれ2つのカテゴリーに分類される。

現在のところ「ブラインドサッカー」と「ロービジョンフットサル」では、全盲や弱視によりクラス分けがなされている。まずB1（全盲から光覚まで）と診断された人がプレーするのが「ブラインドサッカー」であり、B2（矯正後の診断で、視力0.03まで、ないし、視野5度まで）およびB3（矯正後の診断で、視力0.1まで、ないし、視野20度まで）と診断された人がプレーするのが「ロービジョンフットサル」である（日本ブラインドサッカー協会、2017；日本パラリンピック委員会、2017d）。そして、試合時間は前後半25分の計50分間であり、フットサルよりも10分試合時間が長く行われている。なお、日本代表の国際試合においては、平成29（2017）年よりフットサルと同様の時間が適応されている。

全盲選手（B1を含む）の場合は、フィールドプレイヤーの4人がアイマスク（試合中にアイマスクに触れるとペナルティ）を着用することが義務付けられているが、ゴールキーパーは晴眼者や弱視者が担当することとなっている。しかし、弱視選手（B2・B3を含む）の場合は、アイマスクは使用せず限りなくフットサルに近い状態でプレーしている。但し、国内ルールにおいては危険防止のためのヘッドギア（頭部の外傷予防）を装着しなければならない規定となっている（日本ブラインドサッカー協会、2017；日本パラリンピック委

員会，2017d）。

また、日本ブラインドサッカー協会（2017）のルールに示されているように、敵陣のゴール裏に「ガイド（コーラー）」と呼ばれる役割と、サイドフェンスの向こうで監督が指示を出している。この「ガイド」は、ゴールの位置と距離、角度、シュートのタイミングなどを声で伝達し、監督はフィールドプレイヤーに対して声かけを行うことが可能となっている。実際のコートはフットサルコートと同じ規格だが、両サイドライン上に1mほどのサイドフェンスが設定（ボールがサイドラインを割らない、フェンスに触るなど、選手がピッチの大きさや向きを把握する役割）されている。

さらに、ボールに関しては、「ブラインドサッカー」はフットサルボールと同じ大きさを使用し、転がると鈴の音が出る特別なボールにより壁に当たる音で位置を確認している。「ロービジョンフットサル」の場合は、コートやラインの区別がはっきり確認できる色のボールを使用している。このボールを持った選手に対するアプローチとして、フィールドプレイヤーは「ボイ！（スペイン語で“行く”の意）」とかけ声を出さなければならない。その理由としては、選手の間を知らせつつ危険な衝突を避けるためであり、声を出さない場合は「ノースピーキング」というファールを取られてしまう。これは選手たちにとって、ボールの音や味方からの指示、相手選手の声は大切な情報となっていることから、プレー中は観客も静穏な環境を維持することが求められている（日本ブラインドサッカー協会，2017；日本パラリンピック委員会，2017d）。

このように5人制サッカーの特徴とフットサルを比較すると、アイマスクの使用、試合時間の長さ、コートの規格、ボールの工夫、ゴールキーパーが晴眼者か弱視者であること、「ボイ！」という声かけ、全盲・弱視選手によるクラス分けなどの差異が生じていることが明らかとなった。この競技種目に関しては、視覚障がいや有しているために視覚からの情報が得られない選手が、耳から情報（ボールの鈴の音やガイドの指示）を得られる

ように工夫されたスポーツであることと解釈できる。つまり、目の見える人や弱視の人および全盲の人と一緒にプレーができるような環境が整えられていると考えられる。

### ③ 車いすバスケットボール

車いすバスケットボールは、使用するコートの広さやフリースローライン、スリーポイントシュートエリア、ゴールの高さなど、全て健常者（一般）のバスケットボールと同じ規定となっており、試合時間は10分間4ピリオド（各ピリオド間にはインターバル2分間、ハーフタイム10～15分間、延長ピリオド1回5分間など）で実施されている競技である。

この競技特有のルールとして、ボールを保持した状態で連続して車いすを3プッシュ以上こいしてしまうとトラベリングとなるが、ダブルドリブルは適用されないため何回持ち直しても反則にはならない。また、一般的な車いすとは異なり、バスケットボール専用の車いす（回転性や敏捷性および高さの調節などが可能）が使用されている。なお、車椅子バスケットボールのクラス分けは、障がいのレベルに応じた個人の持ち点で決定されている。例えば、持ち点は「クラス1.0からクラス4.5までの範囲（0.5きざみ）」となっており、身体レベルの重い人ほど持ち点が低く、コート内にいる5人のプレイヤーの持ち点の合計が14点以下になるように規定されている（高橋，2004；藤田，2008；日本車いすバスケットボール連盟，2017；日本パラリンピック委員会，2017e）

この車いすバスケットボールの特徴としては、車いすを使用している点、クラス分けはチームで持ち点が決まっている点、障がいのレベルに応じた個人の持ち点が決められている点の要因が大きく関与していることが示されている。このように車いすに特化していることや、クラス分けにより重度の障がいや有している人でも出場が可能な競技であることが理解できる。事実、体幹の動きがほとんどみられないもしくは腹筋・背筋の機能が無く座位バランスが難しいため背もたれから離れてプレーができない選手（クラス1.0点）、どのよ

うな状況でも両側への体幹の側屈運動が可能な選手（クラス4.5点）と比べると、動きの激しいバスケットボールでは持ち点が低い選手の方が不利になってしまう可能性は否めない。実際には、バスケットボールの基本的な動きを確認したうえで、各チームのクラスの分類がされている。そのためチームの持ち点を14点以下に定めることによって、その有利不利の状況を可能な限りフラットに近い状態にまで統一する配慮がなされているといえる。

つまり、車いすバスケットボールは個人やチームを意識したチームスポーツであるからこそ、身体レベルに差異が生じていたとしてもそれぞれが積極的に取り組めるスポーツであると考えられる。そして、車いすバスケットボールでは個人の技術も重要な要素を占めているがチームとして一緒に戦うことができるため、身体レベルの重いクラスである1.0点の選手に対するフォローが可能であることから、重度の障がい者を有している人でも出場できるような競技としての配慮がなされている点が垣間見られた。

## 2) 非パラリンピック種目

非パラリンピック種目とは、パラリンピック種目に採用されていない競技のことを指している。種目に関しては、バドミントン、身体障がい者野球、フライングディスク、ゴルフ、グラウンドソフトボール、知的障がい者バスケットボール、知的障がい者サッカー、知的障がい者フットボール、電動車いすサッカー、スキューバダイビング、サウンドテーブルテニス、シンクロナイズドスイミング、ティーボール、視覚ハンディキャップテニス、車いすビリヤード、車いすツインバスケットボールなどの多岐にわたる競技が確立されている。このように非オリンピック種目はオリンピック種目と同様に、個人競技から団体競技まで幅広い種目にわたって取り組まれている。

そこで本研究においては、知的障がい者バスケットボール、サウンドテーブルテニス（視覚障がい者）などについて取り上げる。

### ① 知的障がい者バスケットボール

この競技種目は、知的障がい者によるバスケッ

トボール競技のことを指し、ルールなどの規定は健常者（一般）のバスケットボールと同じ内容で試合が行われている。そのため競技のルールを確認すると、コート広さ、ゴールの高さ、ボールの大きさ、ファウルの種類、試合時間などに大きな違いは見られない（日本障がい者スポーツ協会、2016）。

しかしながら、知的障がい者バスケットボールがパラリンピック種目として選ばれていない一番の大きな理由としては、平成12（2000）年のシドニーパラリンピック大会の知的障がい者バスケットボール男子の部で、スペインチームに障がいを装って健常者の選手が出場していたという不正行為が発覚したことが発端となっている。それ以降、平成20（2008）年の北京パラリンピック大会まで知的障がい者の出場は認められず、知的障がい者のパラリンピック出場が少なからず遠ざかっていたことは事実である。しかし、平成24（2012）年のロンドンパラリンピック大会からは参加可能となったが、競技種目は「陸上競技」、「水泳」、「卓球」の3種目の出場しか認められておらず、「バスケットボール」はパラリンピック種目としては採用されていないのが現状となっている（朝日新聞、2012）。

そして、その結果を踏まえたうえで知的障がい者のバスケットボールにおける特徴については、競技に出場する選手が知的障がい者であること以外、特に健常者（一般）のバスケットボールと変わらないことが明らかとなった。つまり、知的障がいの選手は用具やルールを変更しなくても、通常のルールに則って競技に取り組むことができる高い能力が具わっていることが窺える。そして、最終的な目標となるであろうパラリンピックの正式競技種目に復帰するためには、知的障がいという枠組みをはっきりとした形で示す必要があると考えられる。このように知的障がい者の参加基準をもう少し見直していくことが、バスケットボール競技のみならず、今後の知的障がい者におけるスポーツの発展につながっていくだろうと推察される。

## ② サウンドテーブルテニス

視覚障がい者による主な競技には、日本で考案されたサウンドテーブルテニス（Sound Table Tennis；以下、STT）が競技種目として提供されている。この競技の概要について、基本的なルールは公益財団法人日本卓球協会（JAPAN TABLE TENNIS ASSOCIATION；以下、JTТА）制定の日本卓球ルールが基準となる種目である。まずSTTで使用されている用具は、ラバーの貼られていないJTТА公認ラケットおよび金属球が4個入った公認ボールを使用している。実際に、選手は視力による不利の影響をなくすためアイマスクを装着しながらボールを転がし合い（打ち合う）、そして試合を行わなければならないルールとなっている。また、コートはエンドとサイドにフレームが取り付けられている専用の卓球台（継ぎ目がない一枚板）を使用し、ネットは最下部全長にわたってコート面から4.2cmの高さに張られて試合が実施されている（藤田，2008：日本障がい者スポーツ協会，2016）。

STT種目の特徴についてまとめると、競技で使用される卓球台、卓球ラケットなどは一般的な用具を視覚障がい者がプレーしやすいように工夫されている。それは健常者（一般）の卓球ではコートにボールをバウンドさせなければならないルールが規定されているが、STTでは木製ラケットを用いながら卓球台の上を音が鳴るボールを転がし勝敗を決める仕組みとなっている。そのため卓球台からボールが落ちないようにサイドにフレームを付けることで、ボールが床へ直接落下するのを防止する役割を果たしている。このように空間的な感覚を得ることが困難なスポーツであることから、平成14（2002）年以前は盲人卓球とも呼ばれていた。つまり、たとえ視覚情報を得ることが困難状況でも、どの位置にボールがあるのかを把握できるように音が鳴るボールを使用することで、視覚障がい者でも取り組むことが十分に可能な競技として配慮されていることが明らかとなった。

### 3) 障がい者のために考案された種目

障がい者のために考案された種目として、ここ

では代表的なボッチャ、ゴールボールなどの競技に注目する。

#### ① ボッチャ

ボッチャは、重度の脳性麻痺者や同程度の重度機能障がい者が四肢に有している人のために考案された競技の一つで、パラリンピック種目として昭和59（1984）年から正式に採用された種目となっている（日本ボッチャ協会，2017：日本パラリンピック委員会，2017b）。

この競技の概要を確認したところ、ジャックボールと呼ばれている白ボール（1個）を投げることによりゲームがスタートし、ボールの特性（マイボール制など）を活かしながら白いボールを的にして赤ボール6個、青ボール6個それぞれのボールを投げ合い、いかにジャックボールに近づけられるのかを競うスポーツである。また、投げられない選手にはランプ（勾配具）という傾斜した投球用具を用いることも可能となっており、選手の投球を支える役目を担っている。さらに、試合で用いるコートの広さは、バドミントンコートの大きさより少し小さめのコートを使用しているが、シングルス戦（4エンド）、ペア戦（4エンド）、チーム戦（6エンド）に関わらず同じサイズのコートを使用したうえで、選手が投球を実施する位置は細かく決定されている。実際に、ジャックボールはエンドが変更する毎に交互に投げていき、投球ボールがジャックボールや相手ボール、自分のボールに当たったり、動かしたりしてもルールとしては問題がなく、意図的にコート内のボールを動かすものの一つの戦術として認められている。

次にクラス分けに注目してみると、BC1（脳原生疾患、車いす利用者、アシスタントが必要）、BC2（脳原生疾患、車いす利用者）、BC3（脳原生疾患および非脳原生疾患、ランプとアシスタントが必要）、BC4（非脳原生疾患、足蹴りの選手のみアシスタントが必要）の4クラスにそれぞれ分類されている。例えば、BC1クラスの選手は、足でボールを蹴ったり、ランプという傾斜した投球器具を使ってボールを転がす方法を用いて競技に取り組んでいる。その場合は、介助者がコート

に背を向けランプを持ち、選手の指示に従って左右に振ったり、高低をつけたりできるが、介助者は競技者にアドバイスしたり、コートの方を振り返りボールの位置を確認することは禁止されている。この競技の得点は、原則としてジャックボールに1番近いチームのみに入るが、例外として、両方のボールが同じ位置にある場合は両方に1点ずつ得点が入る仕組みとなっている（日本ボッチャ協会，2017；日本パラリンピック委員会，2017b）。

これらボッチャの特徴に関しては、ほとんどの競技種目が健常者（一般）の競技ルールを変更して行われているのに対して、ボッチャは重度の脳性麻痺者や同程度の重度機能障がい者が四肢に有している人のために考案されたスポーツとして位置づけられていることが明らかとなった。日本ボッチャ協会（2017）は、「ボッチャの魅力は誰しもがスポーツを楽しむことができるという障がい者スポーツの理念を体現しているところにあります。」と述べているように、近年では障がいの有無に関わらず老若男女およびトップレベルの選手に対応した競技として注目をされていることが理解できる。事実、一番障がい者が重いクラスであり自分でボールを投げるができない選手でも、ランプの使用や介助者に自分の意思を伝えることによって、介助者と二人三脚で競技に参加できるスポーツであるといえる。それと同時に、知的な戦略や実行するための技術力および集中力が求められる競技であることから、健常者（一般）のスポーツと同様の魅了を有していることが推察される。今後、これからの障がい者スポーツの発展に寄与する活動として、このボッチャ競技は新たな障がい者スポーツの開発に一石を投じた種目であると考えられる。

## ② ゴールボール

ゴールボール競技は、第二次世界大戦で視覚に傷害を受けた傷痍軍人のリハビリテーションプログラムにおける一つ的手段として考案され、戦後においては視覚障がいを有している人たちが行う対戦型のチームスポーツとして普及している（日本ゴールボール協会，2017；日本パラリンピック

委員会，2017c）。パラリンピック種目としては、正式に昭和51（1976）年から採用されている（日本ゴールボール協会，2017）。

この競技の概要においては、日本ゴールボール協会（2017）によれば「アイシェード（目隠し）を着用した1チーム3名のプレーヤー同士が、コート内で鈴入りボール（1.25kg）を転がすように投球し合って味方のゴールを防御しながら相手ゴールにボールを入れることにより得点し、一定時間内の得点の多少により勝敗を決する」種目であると示されている。もう少し詳細にルールを確認すると、ボールはバスケットボールと同じ大きさであるが重さは約2倍、アイシェードは視力や視野などの障がいの程度によって競技力に差が出ないようにするためプレーヤーは完全に目隠し（アイシェードの下にアイパッチを貼るなど）を行っている。また、コートの広さは6人制バレーボールと同じ広さであり、ゴールの大きさは幅9m、高さ1.3mに規定されている。競技時間に関しては、1試合が12分ハーフの合計24分間（前後半の間には3分間のハーフタイム）、同点の場合は3分ハーフの延長戦が行われ、どちらか一方のチームが得点を決めた時点で勝敗が決する仕組み（延長戦でも決まらない時は、エクストラスロー）である。さらに、基本的にはボールを転がしながら攻撃を実施するが、投げたボールが両エリア（攻撃側、ニュートラルエリア）にバウンドしなければ反則となり、相手チームにペナルティスローが与えられる。そして、チームエリアであるオリエンテーションエリアとランディングエリア全ての範囲で投球や守備を行わなければならない。そして、ペナルティスロー（ハイボール、ロングボール、ショートボール、アイシェード、ノイズ、10セカンズ、イリーガルコーチングなど）やボールの所有権（ボールオーバー、プリマチュアスロー、デッドボール、パスアウトなど）が移行する反則もそれぞれ明記されている（日本ゴールボール協会，2017；日本パラリンピック委員会，2017c）。

このゴールボール競技においては、視覚以外の感覚を研ぎ澄ましながらか静寂の中でプレーする特

徴を有している。特に、プレーヤーはボールから奏でる鈴の音や相手プレーヤーの足音（動く際の床の振動など）、いわゆるかすかな音を頼りにしながらプレーが行われていることが明らかとなった。これまで健常者（一般）スポーツや障がい者スポーツなどの多くの競技種目では、プレー中の選手へ声援を送ることは目に見えない力を送ることとして何気ない動作であった。しかしながら、この種目では静寂の中でプレーが行われていることもあり、観客は応援する気持ちを抑えながら心の中で声援を送っている状況が、実際にプレーヤーへの大きな力となっていることが窺える。事実、声援を送るタイミングはオフィシャルがブレイク中（ハーフタイムやタイムアウト）のみで、プレーが始まる前は審判が「クワイエットプリーズ（お静かに）」のコールをするなど、プレーヤーが集中して競技に取り組める環境が整っていることがわかる。このように視覚に障がいを有している人に対する配慮が、他の障がい者スポーツ種目よりもプレーヤー、監督やコーチ、審判および観客それぞれが一体となって競技を遂行していることが示唆される。

## B. スポーツが障がい者に与える影響について

現在、スポーツが障がい者に与える影響については、さまざまな側面から研究報告がなされている（奥田，1999：村木・山崎，2008：大川ほか，2008：内田ほか，2008：荒木，2011：加藤，2014）。なぜなら、障がいを有している人の身体活動や運動の実施に対して、身体的、心理的、社会的な要因が少なからず影響を与えていることが考えられるからである。実際のところ、障がいが高い壁となって身体活動や運動などの取り組みが妨げられている場面が多くみられる。それは、健常者自体がまだまだ障がいを有している人たちへのサポートに対する相互理解が不足しているといえる。本研究では、身体的、心理的、社会的な側面に注目しながら、順番に理解を深めていくこととする。

まず身体的な側面に関する内容に注目したところ、村木・山崎（2008）は車いす生活者の運動生

理に基づく運動指針にかかわる事項について報告している。その報告によれば、車いす生活者の有酸素作業能力と肥満予防を主な目的としていることから、実際に健常者（障害のない者）と比較してみると、活動する筋群が上肢であるとともに障害が運動時の生理応答に影響を及ぼす点に差異が生じているものの、運動の実施が有効であると述べている（村木・山崎，2008）。また、脊髄損傷者の身体機能におけるスポーツ参加継続への効果を調査した大川ほか（2008）は、脊損者の身体機能の維持にスポーツへの参加継続は有益であると報告している。事実、加藤（2014）は7日間の車いすによる不活動が身体機能に及ぼす影響について調べた結果、個人差はあるが筋や腱に機能低下が起こり、循環器機能においても低下が起こることを明らかにしている。そのため、身体を動かすことで残存能力の強化や合併症の予防、身体機能の維持につながると考えられる。さらに、国内のみならず海外（米国人対象）における知見においても身体活動ガイドラインが示されており、障がいの有無に関わらず可能な範囲で身体的に活動的な日常生活を送ることが推奨されている（The Department of Health and Human Services, 2008）。このようにスポーツが身体的な側面に対する一定の効果を得ていることが示唆される。

次に、心理的な側面に対する内容においては、やはり障がいを有している人の「こころ」の変化に関する過程を理解しなければならない。特に、先天的に身体障がいを有している人や後天的（中途）に身体障がいを有している人の考え方や行動は、それぞれが様々なパターン形成を構築していると考えられる。そのため中途身体障がい者に焦点をあてながら、複雑な「こころ」の変化について理解を深めていくこととする。内田ほか（2008）は、中途身体障害者を対象とした自己概念の多面的階層モデルの検討と運動・スポーツによる自己受容に関する内容について報告している。そこで荒木（2011）は内田ほか（2008）の研究結果より、受傷から自己の再獲得までの「こころ」と「身体」の変化の過程には、受傷によるこころのスパイラ

ル（衝撃から受容までの過程）とスポーツの実践に伴うところのスパイラル（スポーツとの出会いから自己の再獲得までの過程）の2つの過程が存在していると述べている。つまり、障がい者を有している人の「こころ」という心理的な側面は、受傷前の自己のゆらぎや受傷後のスポーツ開始に伴う自己の再獲得への過程が、スポーツ活動という経験によって重要な役割を果たしていると考えられる。また、身体障害者のスポーツの医療福祉的意義について調べた奥田（1999）は、「身体障害者のスポーツは、障害者が自己責任のもと、主体性を持ち、生き甲斐を感じながら自立した生活を送るための一助」となることを明らかにしている。この報告ではスポーツ前後の心理的な変化についても併せて示しているが、スポーツを始める前は「何もかもが閉鎖的であった」、「人目が怖くてどこへも行けなかった」、「人に見られるのが嫌だった」などの消極的な意見、スポーツを始めた後は「時間はかかるけれど自分の気持ちの持ちようであることが多くあるということに気づいた」、「素直に自分の障害を肯定できるようになった」などの積極的な意見が多く認められていた（奥田, 1999）。このことから、スポーツを始めることにより障がいの受容や自己覚知など前向きに考えられる精神力が身につく、それが大きなきっかけとなり心理的な側面に対する変化がもたらされたと考えられる。その中で、スポーツに取り組み始めた障がい者は「生きがい」という意識が芽生えたかもしれない。その反面、未だにいろいろな状況での閉鎖的な考え方を持っている障がい者も多く存在しているだろう。しかしながら、スポーツを実施することによって障がい者自身に心理的な効果が得られていることの報告がなされている中で、まだ一步が踏み出せないでいる障がい者にスポーツを始めるきっかけを提供することが今後の課題であるといえる。

最後に、社会的な側面に目を向けてみると、障がい者の社会参加における重要な機会としてスポーツが挙げられる。なぜなら、障がい者にとってスポーツとの出会いは、新しい自分との対面や同じ

障がい者を有している仲間との出会いの場であることが期待されている。奥田（1999）は、「各々の選手のスポーツを行う目的、価値観、考え方に相違はあるものの、スポーツは多くの選手に対してポジティブな影響を及ぼし、前向きで、より積極的な社会生活を実現可能にするものである」と報告している。この報告の中では、「スポーツを始めることで外出する目的ができ、外出する機会が増えた」、そして「友人が増えた。特に試合のための遠征などを通じて全国的なレベルでバスケットボール仲間が増えた」、「いろんな多くの情報が得られるようになった」などの変化を読み取ることができた。さらに、スポーツが提供できる主な内容について荒木（2011）は、「『新しい世界、残存機能の可能性への気づき、周囲からのサポートや受容の体験など』であり、『受傷による喪失感からの脱却』と『生きる意味』の2つの再定義につながり、自己の可能性へ挑戦する機会となる」と述べている。つまり、この出会いによって得られた効果は、障がい者を有している人の障がいに対する価値観や自分自身へのモチベーションの向上など、新たな価値に変革をもたらすものであると考えられる。

#### IV. まとめ

本研究では、障がい者スポーツとアダプテッド・スポーツにおける差異や、健常者のスポーツと障がい者のスポーツとのルールの違いを調べることによって、スポーツが障がい者に与える影響について理解を深めることを目的とし、概ね以下の内容が明らかとなった。

- 1) 障がい者スポーツとアダプテッド・スポーツにおける対象者の違いについて、障がい者スポーツは「障がい者」、アダプテッド・スポーツは「誰でも」と障がい者を含む老若男女を問わない幼児から高齢者までの幅広い年齢を対象としていた。また、障がい者スポーツおよびアダプテッド・スポーツの対象者には、それぞれ「障がい者を有している人」が含まれ

ており、両者の呼び名が存在していることも明らかとなった。

- 2) 健常者（一般）スポーツと障がい者スポーツのルールの違いに関しては、ほとんどの競技において障がいの種類や程度に応じてルールが変更され、障がいの区分によるクラス分け、競技用具の使用（補助具を含む）、介助者のサポートへの環境が整っていることが明確となった。また、一部の競技においては、ルールの変更がなくても実施できる種目や、障がい者のために考案された競技もあることが明らかとなった。
- 3) スポーツが障がい者に与える影響として、身体を動かすことで残存能力の強化や合併症の予防、身体機能の維持につながると考えられるため、スポーツは身体的な側面において一定の効果をj得ていることが明らかとなった。また、スポーツを始めることにより障がいの受容や自己覚知など前向きに考えられる精神力が身につく、それが大きなきっかけとなり心理的な側面に対する変化がもたらされていることが明確となった。さらに、障がい者の社会的側面における重要な機会としてスポーツが挙げられ、障がい者にとってスポーツとの出会いは、新しい自分との対面や同じ障がいを有している仲間との出会いの場であることが明らかとなった。

以上の内容を踏まえて、今後の障がい者スポーツの在り方を考えるうえで必要なことは、まず初めに統一した名称を確立するとともに、障がいを有しているより多くの人に取り組める新しいスポーツを考案するべきである。そして、日常的な生活習慣の中でスポーツを実践することによって、障がいのある人となない人との地域交流や障がいを有している人に対する相互理解にもつながると考えられる。

## V. 参考文献

- 荒木雅信（2011）これから学ぶスポーツ心理学。大修館書店：東京，pp1-176.
- 朝日新聞（2012）知的障害者の種目が復活 公平な競走クラス分け。  
<http://www.asahi.com/olympics/news/TKY201208220791.html>.（参照日：平成29年8月19日）.
- 藤田紀明（2008）障害者スポーツの世界 アダプテッド・スポーツとは何か。株式会社角川学芸出版：東京，pp180-230.
- 藤田紀明（2013）障害者スポーツの環境と可能性。創文企画：東京，pp14-63.
- 兵庫県ホームページ（2016）公益財団法人兵庫県障害者スポーツ協会とは。  
[http://web.pref.hyogo.jp/hw20/hw20\\_000000001.html](http://web.pref.hyogo.jp/hw20/hw20_000000001.html),（参照日：平成29年4月22日）.
- ジャパンパラ競技大会（2017）ジャパンパラとは。  
<http://www.jsad.or.jp/japanpara/what.html>,（参照日：平成29年4月29日）.
- 加藤好信（2014）7日間の車いすによる不活動が身体機能に及ぼす影響。吉備国際大学研究紀要（医療・自然科学系），24：65-72.
- 桂玲子（2014）「2020年東京オリンピック・パラリンピック」開催についての意識調査—本学学生の課題を探り、講義の在り方を検討する—。北海道武蔵女子短期大学紀要，46：85-97.
- 厚生労働省（2011）障害者スポーツ（政策レポート）。  
<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/2011/01/01.html>,（参照日：平成29年3月29日）.
- 文部科学省（1997）保健体育審議会答申「スポーツと生涯にわたるスポーツライフの実現」。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/old\\_chukyo/old\\_hoken\\_index/toushin/1314691.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_hoken_index/toushin/1314691.htm),（参照日：平成29年5月1日）.
- 文部科学省（2011）スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（条文）。  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/kihonhou/attach/1307658.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/attach/1307658.htm),（参照日：平成29年4月22日）.
- 文部科学省（2012）スポーツ基本計画。文部科学省：1-56.
- 文部科学省（2015）『地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）』。笹川財団報告書：1-158.

- 村木里志・山崎昌廣 (2008) 車いす生活者の運動生理に基づく運動指針. 障害者スポーツ科学, 6: 3-14.
- 永浜明子 (2013) 「アダプテッド・スポーツ」「障がい者スポーツ」に対する大学生の認知度および意識レベル—アダプテッド・スポーツ導入に向けた授業自己評価の観点から (第Ⅲ報) —. 大阪教育大学紀要, 第V部門, 61(2): 47-60.
- 内閣府 (1993) 障害者施策「障害者対策に関する新長期計画」.  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>, (参照日:平成29年5月1日).
- 内閣府 (1995) 障害者施策「障害者プラン」.  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/asianpacific/ootsureport/1-2.html>, (参照日:平成29年5月1日).
- 内閣府 (1997) 平成9年度版障害者白書 (概要).  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/gaikyou-h9.html>, (参照日:平成29年5月1日).
- 内閣府 (2006) 平成18年度障害者の社会参加促進等に関する国際比較調査の概要.  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h18kokusai.html>, (参照日:平成29年3月29日).
- 内閣府 (2016) 平成28年版障害者白書 (全体版). 障害者の状況.  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h28hakusho/zenbun/index-pdf.html>, (参照日:平成29年4月8日).
- 中村有紀 (2009) デフリンピック選手候補の競技環境と意識に関するアンケート調査報告書. 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター報告書: 1-50.
- 日本ボッチャ協会 (2017) ボッチャについて.  
<http://japan-boccia.net/about/>, (参照日:平成29年8月21日).
- 日本ブラインドサッカー協会 (2017) ブラインドサッカーのルール.  
[http://www.b-soccer.jp/aboutbs/aboutbs\\_2](http://www.b-soccer.jp/aboutbs/aboutbs_2), (参照日:平成29年8月5日).
- 日本ゴールボール協会 (2017) ゴールボールとは.  
<http://www.jgba.jp/goalball.html>, (参照日:平成29年8月26日).
- 日本経済新聞 (2013) 2020年五輪, 東京開催が決定56年ぶり アジア初の2度目.  
[http://www.nikkei.com/article/DGXNASDG07047\\_Y3A900C1000000/](http://www.nikkei.com/article/DGXNASDG07047_Y3A900C1000000/), (参照日:平成29年3月29日).
- 日本経済新聞 (2016) 75歳以上人口, 子ども上回る15年国勢調査確定値.  
[http://www.nikkei.com/article/DGXLASFS26H5A\\_W6A021C1MM8000/](http://www.nikkei.com/article/DGXLASFS26H5A_W6A021C1MM8000/), (参照日:平成29年4月8日).
- 日本車いすバスケットボール連盟 (2017) 車いすバスケットボールのルール.  
<https://www.jwbf.gr.jp/rule/>, (参照日:平成29年8月19日).
- 日本オリンピック委員会 (2016) 大会.  
<http://www.joc.or.jp/>, (参照日:平成29年3月29日).
- 日本パラリンピック委員会 (2017a) アーチェリー.  
<http://www.jsad.or.jp/paralympic/sports/archery.html>, (参照日:平成29年8月5日).
- 日本パラリンピック委員会 (2017b) ボッチャ.  
<http://www.jsad.or.jp/paralympic/sports/boccia.html>, (参照日:平成29年8月21日).
- 日本パラリンピック委員会 (2017c) ゴールボール.  
<http://www.jsad.or.jp/paralympic/sports/goalball.html>, (参照日:平成29年8月26日).
- 日本パラリンピック委員会 (2017d) 5人制サッカー.  
[http://www.jsad.or.jp/paralympic/sports/football\\_5-a-side.html](http://www.jsad.or.jp/paralympic/sports/football_5-a-side.html), (参照日:平成29年8月5日).
- 日本パラリンピック委員会 (2017e) 車いすバスケットボール.  
<http://www.jsad.or.jp/paralympic/sports/wheelchair-basketball.html>, (参照日:平成29年8月19日).
- 日本パラリンピック委員会 (2017f) パラリンピックとは.  
<http://www.jsad.or.jp/paralympic/what/index.html>, (参照日:平成29年4月22日).
- 日本身体障害者アーチェリー連盟 (2017) クラス分け.  
<http://nisshinaren.jp/index/page/id/148/mid/41>, (参照日:平成29年8月5日).
- 日本障がい者スポーツ協会 (2016) 新版障がい者スポーツ指導教本. 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会編, 1-253.
- 日本障がい者スポーツ協会 (2017) 障害者スポーツの歴史と現状. 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会編, 1-64.
- 日本体育学会 (2006) 最新スポーツ科学事典. 平凡社: 東京, pp7.
- 奥田邦晴 (1999) 身体障害者のスポーツの医療福祉的意義. 川崎医療福祉学会誌, Vol.9 No.2: 163-168.
- 大川裕行・江西一成・梶原史恵・坂野裕洋・上西啓裕・芝寿実子・小池有美・田島文博・美津島隆・山内克哉 (2008) 脊髄損傷者の身体機能におけるスポー

ツ参加継続の効果. 第43回日本理学療法学会大会抄録集, Vol.35 suppl. No.2.

齋藤まゆみ (2012) デフリンピック競技映像を視聴したアダプテッド・スポーツに関心のある体育専攻学生が指摘する競技の特徴. 筑波大学体育科学系紀要, 35:103-109.

総務省 (2012) 平成23年社会生活基本調査 生活行動に関する結果.

<http://www.stat.go.jp/data/shakai/2011/pdf/houdou.pdf>, (参照日:平成29年4月8日).

総務省 (2016) 人口推計.

<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.htm>, (参照日:平成29年4月8日).

スペシャルオリンピックス日本 (2017). SON について.

<http://www.son.or.jp/>, (参照日:平成29年4月29日).

陶山哲夫 (2006) 障害者スポーツの最近の動向. 理学療法科学, 21(1):99-106.

陶山哲夫 (2008) 障害者スポーツと義肢装具-パラリンピックの現状-障害者スポーツ (パラリンピック) の概要. 日本義肢装具学会誌, 24(1), 49-57.

高橋明 (2004) 障害者とスポーツ. 岩波新書:東京, pp1-196.

The Department of Health and Human Services (2008) 2008 Physical Activity Guidelines for Americans.

<https://health.gov/paguidelines/guidelines/default.aspx>, (参照日:平成29年8月29日).

内田若希・橋本公雄・山崎将幸・永尾雄一・藤原大樹 (2008) 自己概念の多面的階層モデルの検討と運動・スポーツによる自己受容-中途身体障害者を対象として-. スポーツ心理学研究, 35(1):1-16.

矢部京之助・草野勝彦・田中英雄 (2004) アダプテッド・スポーツの科学~障害者・高齢者のスポーツ実践のための理論~. 市村出版:東京, pp3.

全日本ろうあ連盟 (2013) スポーツ委員会デフリンピック啓発ウェブサイト, デフリンピックの概要.

<https://www.jfd.or.jp/deaflympics/games/about.php>, (参照日:平成29年3月29日).